27年度決算に基づく市の財政健全化判断比率等を公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により公表が義務付けられている財政健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）および資金不足比率について、27年度決算に基づく指標を公表します。

健全化判断比率

27年度決算に基づく算定結果は、実質赤字比率および連結実質赤字比率が「－（数値なし）」となり、早期健全化基準を下回る結果となっています。また、実質公債費比率は1・6％で26年度より1・0％の下降、将来負担比率は3・8％で26年度より10・3％の下降となり、いずれも早期健全化基準を下回る結果となっています（左表1参照）。

比率が下降した主な要因は、**標準財政規模**（※1）が増加したことや、元金償還額以上の借り入れを行わない地方債管理により、地方債現在高が減少したことなどが挙げられます。

（1）実質赤字比率　実質赤字比率は、一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する割合を示しています。そのため、実質赤字額がない（実質収支額が黒字である）場合は「－（数値なし）」となります。

（2）連結実質赤字比率　連結実質赤字比率は、一般会計等のほか、公営事業全会計、公営企業会計の実質赤字額の合計の、標準財政規模に対する割合を示しています。この合計額が赤字とならない場合は、「－（数値なし）」となります。

（3）実質公債費比率　実質公債費比率は、地方債元利償還金、公債費に準ずる債務負担行為など、実質的な債務全てに関係する償還額の標準財政規模に対する割合（過去3カ年平均）を示しています。

（4）将来負担比率　将来負担比率は、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示しています。

※1　**標準財政規模**＝地方自治体の標準的な一般財源の規模を示す指標で、市税・普通交付税・臨時財政対策債などが含まれます。

資金不足比率

資金不足比率は、事業規模に対する資金不足額の割合を示しています。東久留米市では下水道事業特別会計が対象となっており、27年度は資金不足額がないため、資金不足比率は「－（数値なし）」となっています（左表2参照）。

早期健全化基準・財政再生基準・経営健全化基準

健全化判断比率のうち、1つでも早期健全化基準以上である場合には「財政健全化計画」を議会の議決を経て策定し、公表の上、都知事に報告しなければなりません。

また、財政再生基準以上である場合には「財政再生計画」を議会の議決を経て策定し、公表の上、総務大臣に報告しなければなりません。「財政再生計画」を策定した場合には、地方債の発行が制限されるなど、市の財政運営に国の関与を受けることになります。

資金不足比率についても、その比率が経営健全化基準以上である場合には「経営健全化計画」を議会の議決を経て策定し、公表した上、都知事に報告しなければなりません。

詳しくは財政課☎470・7706へ。

表1　27年度 健全化判断比率

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
東久留米市比率	－（－）	－（－）	1.6（2.6）	3.8（14.1）
早期健全化基準	12.29（12.32）	17.29（17.32）	25.0（25.0）	350.0（350.0）
財政再生基準	20.0（20.0）	30.0（30.0）	35.0（35.0）	

※（　）は前年度数値。単位％

表2　27年度 資金不足比率

	資金不足比率
東久留米市比率	－（－）
経営健全化基準	20.0（20.0）

※（　）は前年度数値。単位％

国民年金だより

11月は「ねんきん月間」、11月30日（いいみらい）は「年金の日」です

日本年金機構では、厚生労働省と協力して、毎年11月を「ねんきん月間」と位置付け、公的年金制度に対する理解を深めていただくための普及・啓発活動を行います。今年度の主な活動は次の通りです。

◆年金相談の窓口として全国各地で「出張年金相談」を開設

◆大学・高校などの教育機関や事業所などへ出向いて「年金セミナーや年金制度説明会」を開催

また、11月30日は「年金の日」です。ご自身の年金記録や年金受給見込み額を確認し、老後の生活設計に思いを巡らせていただき、この機会に「ねんきんネット」をご利用ください。

詳しくは武蔵野年金事務所☎0422・56・1411へ。

特定医療費（指定難病）受給者証またはマル都医療券（難病医療費助成）の更新手続きについて

「特定医療費（指定難病）受給者証」または「マル都医療券（難病医療費助成）」をお持ちの方で、引き続き医療費助成を希望する方は、更新手続きが必要です。更新に必要な書類などは都から郵送されます。早めに手続きを済ませてください。なお、有効期限を過ぎてしまうと、医療費助成が受けられるのは、改めて手続きをした日からになりますので、ご注意ください。

【受付日時】土曜・日曜日、祝日を除く午前8時半～正午と午後1時～5時15分

【受付窓口】障害福祉課（市役所1階）

詳しくは同課☎470・7747、ファクス（475・8181）へ。

市税などの納付にご協力ください

11月30日（水）は、国民健康保険税第5期、後期高齢者医療保険料第5期の納期限です。最寄りの金融機関・ゆうちょ銀行（郵便局）・コンビニでお納めください。

詳しくは納税課☎470・7729へ。

後期高齢者医療制度 医療費等通知書を送付します

東京都後期高齢者医療広域連合では、被保険者の皆さんに、健康管理や医療に対する認識を深めていただくため、11月中旬に医療費等通知書を送付します。

【内容】診療などの年月、診療区分（医科・歯科など）、医療機関などの名称、診療実日数、医療費等総額（10割分）など

※医療費等総額には、自由診療や差額ベッド代など、保険適用外の額は含みません。

【対象】27年7月～28年6月に、医科・歯科・調剤などの1カ月の医療費総額が5万円を超える月がある方、または柔道整復師の施術・針灸・マッサージなどを受けた月がある方

【その他】この通知による手続きの必要はありません

詳しくは保険年金課高齢者医療係☎470・7846へ。

ご存じですか 交通事故などに遭った場合の治療と国民健康保険

交通事故や傷害事件など、他人の行為が原因で負傷したり、病気になったりすることを「第三者行為」といいます。このような場合の治療費は、被害者に過失がない限り、原則として加害者が全額負担することになります。

国民健康保険（国保）に加入している方が交通事故などに遭い、加害者との話し合いがすぐに解決しないなどの場合、「第三者行為による傷病届」を提出することで、被保険者証を使って治療を受けることができます。国保では、一時的に医療費を立て替え、後で被害者に代わって加害者に治療費を請求します。

保険年金課（市役所1階）へ届け出をする前に示談をしたり、治療費を受け取った場合や、同課へ届け出がなかった場合は、被保険者証が使用できなくなることがありますので、ご注意ください。

国保の医療費は、加入者の保険税から支払われています。この大切な財源を有効に使うためにも、第三者行為による治療で国保の被保険者証を使う場合は、必ず届け出をしてください。

詳しくは同課☎470・7733へ。

ライジングサン

市長　並木克巳

都市の活力創造戦略を学ぶ

10月6日・7日に岡山市で開催された「全国都市問題会議」に出席してまいりました。全国市長会などが主催し、全国から多くの関係者が参加する会議です。桃太郎伝説発祥の地として、駅前では桃太郎像が出迎えてくれました。

今回のテーマは、「人が集いめぐるまちづくり～国内外にひらかれた都市の活力創造戦略」というもので、2日間にわたり多彩な講演者による先進的・個性的な取り組みを伺い、とても参考になりました。

ドイツ文学者の池内紀氏は、歴史からまちの魅力を分析され、地方にはそれぞれ歴史があり魅力があると言われ、外国人の方が日本の魅力をよく知っているとのこと。活性化や魅力づくりに費やした経費をシビアに分析し、費用対効果の視点から事業実施の心構えを述べる講師もいました。

パネルディスカッションでは、鈴鹿市から、サーキットを柱としたまちづくりによる活性化やコミュニティ醸成への取り組み、ひたちなか市から、大規模な産業誘導事例などの発表がありました。

魅力とは何か、何をターゲットに事業をするのか、改めて深く考えさせられました。特に感じたことは、多くのパネリストが原動力としての市民の関わりについて関心を示していたことです。私も現場主義を大切にしておりますが、知恵は現場にある旨の意見はその通りだと思います。事業を成功させるためには、市民の協力が大切です。あるパネリストは、地域の活性化には民間の知恵が必要であるとし、補助金に頼らず成功している事例を挙げていました。まさに、魅力創造や活性化には市民の皆さんや民間企業の知恵と協力が必要です。

それぞれの地域がまちの魅力づくり・活性化に知恵を絞っています。市民の皆さんの知恵をどうぞお貸しください。

国民健康保険 28年5月分の診療費をお知らせします

国民健康保険は、私たちの健康と生命を守る大切な制度です。国民健康保険の健全な運営にご理解、ご協力をお願いします。

◎**一般被保険者**＝**診療件数**　2万6050件▼**診療費**　5億8211万6607円▼**1件当たりの金額**　2万2346円（前年度比93・1％）

◎**退職被保険者**＝**診療件数**　688件▼**診療費**　1432万310円▼**1件当たりの金額**　2万814円（前年度比47・2％）

※出典は「国民健康保険毎月事業状況報告（8月報）」。

詳しくは保険年金課☎470・7733へ。

青色・白色決算の説明会を開催します

東村山税務署では、次の通り説明会を開催します。ぜひご来場ください。

【日時】12月8日（木）▼白色申告が午前10時～正午▼青色申告が午後1時半～4時

【会場】市役所7階701会議室

【内容】決算の仕方を中心に、確定申告に当たっての留意事項、青色申告決算書・収支内訳書の作成要領や消費税などの概要について

【対象者】事業・不動産所得のある方

【持ち物】筆記用具

【ご注意】駐車場は用意していません。車での来場はご遠慮ください

詳しくは東村山税務署個人課税第1部門指導担当☎042・394・6811（内線412）へ。

※自動音声案内に従い「2」番を選択してください。